

秦野市都市公園条例の一部を改正することについて

秦野市都市公園条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和3年2月26日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

本市の都市公園について、指定管理者による管理に移行するに当たり、指定管理者候補の選定及び都市公園の管理に係る意見を、秦野市指定管理者選定評価委員会に求める規定を加えるとともに、字句の整理を行うため、改正するものであります。

秦野市都市公園条例の一部を改正する条例

秦野市都市公園条例（昭和50年秦野市条例第9号）の一部を次のように改正する。

目次中「第39条」を「第40条」に、「第40条」を「第41条」に、「第41条」を「第42条」に、「第42条・第43条」を「第43条・第44条」に改める。

第32条の見出しを「（指定管理者候補の選定基準及び議会の議決）」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定により指定管理者候補を公募により選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、秦野市附属機関の設置等に関する条例（昭和33年秦野市条例第6号）第2条の規定により設置される秦野市指定管理者選定評価委員会（第36条において「委員会」という。）の意見を聴くものとする。

第43条を第44条とし、第42条を第43条とする。

第5章中第41条を第42条とする。

第4章中第40条を第41条とする。

第3章中第39条を第40条とし、第38条を第39条とする。

第37条本文中「、又は」を「又は」に改め、同条を第38条とする。

第36条第1項中「前条」を「第35条」に、「、その他」を「その他」に改め、同条を第37条とし、第35条の次に次の1条を加える。

（管理に係る意見聴取）

第36条 市長は、都市公園を適正に管理するため、委員会に意見を求めることができる。

別表第3中「第40条関係」を「第41条関係」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第18号 秦野市都市公園条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句の整理によるものです。

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 都市公園の管理 (第6条—<u>第40条</u>)</p> <p>第4章 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する技術的基準 (<u>第41条</u>)</p> <p>第5章 雑則 (<u>第42条</u>)</p> <p>第6章 罰則 (<u>第43条・第44条</u>)</p> <p>附則</p> <p><u>(指定管理者候補の選定基準及び議会の議決)</u></p> <p>第32条 (略)</p> <p><u>2 市長は、前項の規定により指定管理者候補を公募により選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、秦野市附属機関の設置等に関する条例(昭和33年秦野市条例第6号)第2条の規定により設置される秦野市指定管理者選定評価委員会(第36条において「委員会」という。)の意見を聴くものとする。</u></p> <p><u>3 市長は、第1項の規定により指定管理者の指定をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 都市公園の管理 (第6条—<u>第39条</u>)</p> <p>第4章 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する技術的基準 (<u>第40条</u>)</p> <p>第5章 雑則 (<u>第41条</u>)</p> <p>第6章 罰則 (<u>第42条・第43条</u>)</p> <p>附則</p> <p><u>(指定管理者の指定に係る議会の議決等)</u></p> <p>第32条 (略)</p> <p><u>2 市長は、前項の規定により指定管理者の指定をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。</u></p>

(管理に係る意見聴取)

第36条 市長は、都市公園を適正に管理するため、委員会に意見を求めることができる。

(指定の取消し等)

第37条 市長は、指定管理者が**第35条**の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき理由によりその指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

2 (略)

(原状回復義務)

第38条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第39条 (略)

(行政指導)

第40条 (略)

(指定の取消し等)

第36条 市長は、指定管理者が**前条**の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき理由によりその指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

2 (略)

(原状回復義務)

第37条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第38条 (略)

(行政指導)

第39条 (略)

第4章 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置
に関する技術的基準

第41条 (略)

第5章 雑則
(委任)

第42条 (略)

第6章 罰則

第43条 (略)

第44条 (略)

別表第3 (第41条関係)

(略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第4章 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置
に関する技術的基準

第40条 (略)

第5章 雑則
(委任)

第41条 (略)

第6章 罰則

第42条 (略)

第43条 (略)

別表第3 (第40条関係)

(略)

秦野市都市公園条例の一部を改正することについて

1 条例改正の概要

都市公園のうち、中央運動公園（文化会館及び図書館を除く。）、中央こども公園、おおね公園及び立野緑地庭球場については、平成18年度から平成20年度までの間において、他のスポーツ施設と併せて指定管理者による管理を実施した経過があるため、指定管理者による管理に係る規定は既に定められていますが、今後の指定管理者による管理に向けた手続を行うに当たり、次に掲げる規定を新たに定めるものです。

(1) 指定管理者候補の選定に係る意見聴取（第32条関係）

指定管理者候補を公募により選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、秦野市附属機関の設置等に関する条例第2条の規定により設置される秦野市指定管理者選定評価委員会の意見を聴くものとする。

(2) 都市公園の管理に係る意見聴取（第36条関係）

都市公園を適正に管理するため、秦野市指定管理者選定評価委員会に意見を求めることができること。

2 施行日

公布の日